

## 昭和の森活性化施設整備・運営事業 質問回答

番号	回答日	資料名	頁	項目番号	質問事項	回答
1	1月28日	募集要項	9	第2の5 市による事業予定地の整備	宿泊施設が解体されるが、キャンプ場の既存のトイレや炊事場はどのような状態となるか。	キャンプ場の既存のトイレや炊事場は解体撤去の対象外となっており、現況のまま利用が可能です。
2	1月28日	募集要項	9	第2の5 市による事業予定地の整備	募集要項P.9に、「事業対象地内に位置する樹木のうち、本事業の支障になると市が認める樹木についても、施設の解体撤去と合わせて伐採を行う予定です」という記載があるが、事業期間中に発生した事業の支障となる樹木（危険木等）の取り扱いについては、事業者ではなく市の負担で撤去するという認識で相違ないか。	事業期間中に発生した危険木等については、市の負担で伐採撤去を行います。なお、事業者の提案内容の整備にあたって支障となる樹木については、事業者の負担で伐採をお願いします（募集要項P13）。
3	1月28日	募集要項	11	第2の9 事業スケジュール(予定)	営業期間を20年とした場合のイメージとして、現状回復は6ヶ月となっているが、あくまでイメージであり、現状回復の期間は設置物次第で市と協議の上、6ヶ月間の中で必要な期間を設定可能という認識で問題ないか。	お見込みのとおりです（募集要項P19）。
4	1月28日	募集要項	11	第2の9 事業スケジュール(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備期間が6ヶ月しか見込まれていないのは、一般的に考へても短いと考える。</li> <li>・休業期間が1年半あることを考へると、これまでの利用顧客の離反や利用者の受け皿がなくなってしまうことが懸念されるため、令和9年度より千葉市側の解体工事の範囲外にて並行して整備及び整備完了後は運営開始と出来るように千葉市と調整することで良いか。</li> <li>・前運営者＝新運営者が同一企業の場合は、整備期間を更に前倒しし、令和8年度より整備を開始し、令和9年度より開業することも出来るように千葉市と調整することで良いか。これらを可能とすることで早期に運営を開始することが出来、利用者・千葉市・事業者にとって最も最適な事業となり得ると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備期間は想定で記載している物であり、6ヶ月以内に完了させる必要はありません。</li> <li>・旧キャンプ場区域は、令和9年度に宿泊施設の解体撤去及び樹木の伐採等の整備を予定しており、安全上の都合等により原則整備改修が実施出来ません。なお、多目的広場は令和8年度から整備改修が可能です（募集要項P14）。</li> <li>・旧キャンプ場区域で実施している現事業は、令和8年度末まで実施する事業に対して管理許可を発出しているものであるため、令和8年度中に新事業に係る整備改修は出来ません。</li> </ul>
5	1月28日	募集要項	13	第3の2 運営事業予定者の整備・管理に係る費用負担の条件	「日常的な樹木管理」は事業者の業務として位置付けられているが、「日常的な樹木管理」は、日常点検・診断、高所作業車などを伴わない、手が届く範囲での樹枝の剪定、という理解でよいか。	事業運営に必要な剪定や点検、危険木の市への報告など、事業者が直接行うことが出来るものが対象となることを想定していますが、現場の状況などにより様々であるため、内容に応じて協議します。
6	1月28日	募集要項	13	第3の3 敷地及び既存施設の条件	旧キャンプ場区域の水道はどのように供給されているか。	φ50mmの給水管で加圧ポンプ給水方式によって引き込まれています。
7	1月28日	募集要項	13	第3の3 敷地及び既存施設の条件	宿泊施設が解体されるが、旧キャンプ場区域の電灯はどのような状態となるか。	宿泊施設と合わせて高圧の引き込み及びキュービクルの撤去を予定しておりますが、新たに市によって低圧電線の引き込みを実施する予定のため、現況のまま利用が可能です。
8	1月28日	募集要項	14	第3の6 施設の運営・維持管理に関する条件	<p>なお、利用料の減免条件も協議するものとします。          ということだが、現時点で市が想定している減免条件（対象者・減免の金額など）はあるか。          また、減免を行った場合、その減免に対しての市の補填はあるか。</p>	千葉市都市公園条例施行規則第14条に定める場合を想定していますが、施設内容により様々であるため協議により決定します。また、減免を行った場合の市の補填はありません。
9	1月28日	募集要項	17	第3の9 リスク分担	市の責めによるもの「事業対象地における市の整備（宿泊施設の撤去等）に起因する事業の遅延・中止」に対して事業者に○がついているが、市ではないか。 もしくは、市の責めによるべき理由で事業対象地における市の整備（宿泊施設の撤去等）に起因し事業の遅延や中止が起きた場合、それまでかかった経費などの補填などはしない。という意味での記載なのか。	宿泊施設の撤去等の整備について、令和9年度中の完了を目指していますが、入札不調や現場条件等のやむを得ない事情により市の整備が遅延する場合を想定したものであり、この場合、事業者は市に経費などの請求は出来ません。

番号	回答日	資料名	頁	項目番号	質問事項	回答
10	1月28日	募集要項	18	第3の9 リスク分担	「日常的な樹木管理」では対応ができない危険木等の報告をしていたが、市による適切な対処が実施されず、それに起因して管理者が設置する施設や利用者に損害が生じた場合は、市の負担となるという理解でよいか。	事業者から報告を受けていた危険木等について、事業者による適切な維持管理がなされたうえで、市による適切な対処が実施されずに損害が生じた場合は、市の負担となります。
11	1月28日	募集要項	21	第5の4 質問の受付及び回答	質問書はメールによる提出で差し支えないか。	募集要項に記載のとおり、緑政課メールアドレスまで送付をお願いします。
12	1月28日	募集要項	24	第5の6 提出書類	提案書に、整備施設の図面を記載するが、実際の整備の際に変更することは可能か。	提案内容を基に、外部委員会の審査を経て運営事業者を決定するため、原則として提案書のとおりに整備をしていただく必要があります。ただし、軽微なものや、やむを得ず変更が必要な場合は市と協議をお願いします。なお、提案にあたっては近年の社会経済情勢等を踏まえた計画としてください。
13	1月28日	募集要項	27	第6の1 選定方法	・プレゼンテーションで使用するパワーポイントは、提案書と別に用意することが可能という認識でよいか。 ・写真など提案書で使用したもの以外のものを新たに追加することも可能か。	提案書を要約したパワーポイントを用意することが可能ですが、写真を含め、提案書の記載内容のみを使用して作成してください。